

給食調理補助業務派遣契約 仕 様 書

本仕様書は、湯布院病院（以下、依頼者「甲」という）と派遣元業者（以下、受託者「乙」という）との間で、給食調理補助業務派遣契約にかかわる内容について取り決めるものであり、乙が本仕様書ならびに関連法規に基づいて、給食調理補助業務派遣契約を円滑にかつ誠実に履行することを目的とする。

また、本仕様書に記載されていない事項にあっても、業務遂行上必要と認められる事項に関しては甲乙協議のうえ実施するものとする。

乙は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）」第5条第1項の労働者派遣事業の許可を受けている者であることとする。

また、乙は入札の際、入札書には1名分1時間あたりの派遣料金単価（基本単価）を記載すること。

(1) 派遣人員

2名

(2) 就業場所

JCHO湯布院病院

大分県由布市湯布院町川南 252

(3) 業務内容

湯布院病院の給食における調理補助業務

(4) 契約派遣期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日

(5) 就業時間

①午前5時15分～午後15時00分（実働8時間）

②午前9時15分～午後18時30分（実働8時間）

(6) 休憩時間

(5) の①については、午前 8 時 30 分から 30 分間及び午後 12 時 30 分から 75 分間

(5) の②については、午後 12 時 30 分から 75 分間

(7) 時間外労働

1 日 3 時間 1 ヶ月 45 時間 1 年 360 時間

(8) 契約金額 (派遣料金)

1、基本単価 (1 時間通常単価) × 就業時間

2、時間外単価 (基本単価の 25% 増) × 時間外就業時間

(9) 支払条件

当月末締め、翌月末払い (口座振込)

計算対象期間 当月 1 日～当月末日

1、派遣料の請求を行う場合は、月末締めとし、1 名分ごとに記載すること。1 名分の当月就業時間に 1 時間あたりの契約単価を乗じて算出した金額を派遣人員分合計し、法令所定の消費税及び地方消費税を加算して請求すること。

(1 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。)

2、請求時には、1 名分ごとの勤務日、勤務日数及び勤務時間等を記載した請求明細書を添付すること。

3、上記請求金額を記載した請求書及び請求明細書は、翌月 5 日までに、湯布院病院 経理課宛て提出すること。支払期日については、翌月末払いとする。

(10) その他

1、乙は、派遣労働者には衛生管理に徹するよう注意すること。

2、乙は落札後、本仕様書等の契約条項に基づき契約書を作成のうえ、湯布院病院と労働者派遣契約を締結するものとする。

3、本仕様書に記載のない事項について、疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ円滑に実施するものとする。